

件 名	埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
提案理由	<p>県立東松山特別支援学校嵐山学園分校の設置に伴い分校・部科名等を規定等するため、埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので審議願います。</p>
概 要	<p>1 現行規則の内容 埼玉県立特別支援学校の管理運営の基本的事項について定めるもの</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 第 2 条の改正 分校を置く学校として県立東松山特別支援学校を加える。</p> <p>(2) 別表（第 3 条関係）の改正</p> <p>ア 県立東松山特別支援学校の分校・部科名、修業年限及び入学資格を規定等する。</p> <p>イ 埼玉県立病院の地方独立行政法人化に伴い規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日</p>

(県立学校人事課)

改正案

現行

(傍線の部分は、改正部分)

埼玉県立特別支援学校管理規則				
第一条 (略)				
(分校)				
第二条 埼玉県立川越特別支援学校、埼玉県立草加かがやき特別支援学校、埼玉県立大宮北特別支援学校、埼玉県立けやき特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校に分校を置く。				
2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称	位置			
(略) 埼玉県立越谷西特別支援学校 松伏分校 埼玉県立東松山特別支援学校 嵐山学園分校	(略) 北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七番地一 比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一			
別表(第三条関係)				
学校名	分校・部科名	修業年限	定員数	入学資格
(略) 埼玉県立けやき特別支援学校	(略) 小学部	(略)	(略)	(略) 学校教育法に規定する学齢児童で慢性疾患等にかかり療養のため地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営す

埼玉県立特別支援学校管理規則				
第一条 (略)				
(分校)				
第二条 埼玉県立川越特別支援学校、埼玉県立草加かがやき特別支援学校、埼玉県立大宮北特別支援学校、埼玉県立けやき特別支援学校及び埼玉県立越谷西特別支援学校に分校を置く。				
2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称	位置			
(略) 埼玉県立越谷西特別支援学校 松伏分校 (新設)	(略) 北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七番地一 (新設)			
別表(第三条関係)				
学校名	分校・部科名	修業年限	定員数	入学資格
(略) 埼玉県立けやき特別支援学校	(略) 小学部	(略)	(略)	(略) 学校教育法に規定する学齢児童で慢性疾患等にかかり療養のため埼玉県立小児医療センターに入院し又は通院している者

				埼玉県立東松山特別支援学校		(略)	
嵐山	高等部		中学部		小学部	(略)	
分校区	部						
園	小学						
	六年	三年	三年		六年	(略)	
		五四				(略)	
定する学齢児童でこどもの心の	学校教育法に規定する学齢児童に規定する学齢児童で知的障害のある者	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者	学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者	(略)	法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する埼玉県立精神医療センターに入院している者

				埼玉県立東松山特別支援学校		(略)	
(新設)	高等部		中学部		小学部	(略)	
(新設)	三年		三年		六年	(略)	
(新設)	五四					(略)	
(新設)	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者	者	学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者又は児童福祉法に基づく児童心理治療施設に入所している者		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく児童心理治療施設に入所している者	(略)	医療センターに入院している者

備考 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	部 中学
	(略)	三年
	(略)	ケアハウス嵐山学園(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十三条の二に規定する児童心理治療施設であつて埼玉県比企郡嵐山町に所在するこどもの心のケアハウス嵐山学園をいう。以下同じ。)に入所している者 学校教育法に規定する学齢生徒でこどもの心のケアハウス嵐山学園に入所している者

備考 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和二十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び埼玉県立越谷西特別支援学校」を「、埼玉県立越谷西特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校」を「埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校」に改める。
 「埼玉県立東松山特別支援学校嵐山学園分校」を「比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百七番地一」に改める。
 「六十四番一」

別表埼玉県立けやき特別支援学校の項入学資格の欄中「埼玉県立小児医療センター」に入院し」を「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する埼玉県立小児医療センターに入院し、」に改め、「精神疾患等にかかり療養のため」の下に「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する」を加え、同表

埼玉県立東松山特別支援学校の項中

小	学	部	六	年		学校教育 害のある 年法律第 治療施設
中	学	部	三	年		学校教育 害のある 心理治療
高	等	部	三	年	五四	中学部を

法に規定する学齢児童で知的障害者又は児童福祉法（昭和二百六十四号）に基づく児童心理に入所している者
 法に規定する学齢生徒で知的障

を

小	学	部	六	年		学校教育 害のある
中	学	部	三	年		学校教育 害のある
高	等	部	三	年	五四	中学部を
嵐山学 園分校	小	学	部	六	年	学校教育 の心のケ （昭和二

者又は児童福祉法に基づく児童施設に入所している者
卒業した者又はこれに準ずる者

」

				十三条の であつて こどもの 以下同じ
	中学部	三年		学校教育 の心のケ る者

法に規定する学齢児童で知的障者
法に規定する学齢生徒で知的障者
卒業した者又はこれに準ずる者
法に規定する学齢児童でこどもアハウス嵐山学園（児童福祉法十二年法律第百六十四号）第四二に規定する児童心理治療施設埼玉県比企郡嵐山町に所在する心のケアハウス嵐山学園をいう。 。）に入所している者
法に規定する学齢生徒でこどもアハウス嵐山学園に入所してい

」

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。